調達件名：「令和７～９年度　勤務時間管理共通システムの設計・開発等業務」の仕様書案に係る意見等について

項	文　書　名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種 別	意　　見	理　　由	回　　答
1	調達仕様書	24	5	5.2		3．文章だけを修正する	以下の仕様について、変更をお願いします。 ＜変更前＞ (1) 全体管理者 受託者におけるプロジェクト全体管理者には、官公庁発注のシステム開発、人事管理領域の大規模システム開発(官公庁であれば数万名規模、民間であれば 7~8 社の複数会社かつ数万名規模)、及びクラウドサービスを活用したシステムの設計・開発の遂行責任者としての経験を 2 年以上有し、次のいずれかに該当すること。 ・情報処理の促進に関する法律(昭和 45 年5月 22 日法律第 90 号)に基づき実施される情報処理技術者試験のうちプロジェクトマネージャ試験の合格者 ・プロジェクトマネジメント協会(PMI)が認定するプロジェクトマネジメントプロフェッショナル(PMP)の資格保有者又は技術士(情報工学部門又は総合技術監理部門(情報工学を選択科目とする者))の資格を有すること ＜変更後＞ (1) 統括責任者 次のいずれかに該当すること。なお、要件を満たしていない者であっても、過去の経歴等から当該要件を満たしている者と同等であると担当部署が認めた場合は当該要件を満たす者とみなす。 ・情報処理の促進に関する法律(昭和 45 年5月 22 日法律第 90 号)に基づき実施される情報処理技術者試験のうちプロジェクトマネージャ試験の合格者 ・プロジェクトマネジメント協会(PMI)が認定するプロジェクトマネジメントプロフェッショナル(PMP)の資格保有者又は技術士(情報工学部門又は総合技術監理部門(情報工学を選択科目とする者))の資格を有すること (2) 全体管理者 受託者におけるプロジェクト全体管理者には、官公庁発注のシステム開発、人事管理領域の大規模システム開発(官公庁であれば数万名規模、民間であれば 7~8社の複数会社かつ数万名規模)、及びクラウドサービスを活用したシステムの設計・開発の遂行責任者としての経験を 2 年以上有すること。	全体管理者に求める資格要件として、人事管理領域における専門性を求めることは必要性があると認識しております。一方で、プロジェクトマネジメントに係る専門性については、全体管理者ではなく、プロジェクト遂行に責任を持つ統括責任者に求めることが合理的であると考えます。 内閣人事局様が並行して調達している「(令和7年度人事管理支援共通プラットフォームの実装へ向けたデータ連携・利活用基盤に係る概念実証等実施支援業務)」においても、プロジェクトマネジメントの要件は統括責任者相当の作業要員に対して求められているものであり、他の調達においても上記のような整理がされているものと理解しております。	ご意見を踏まえ、仕様書等を修正します。
2	要件定義書	18	3	3.2	図表14	1．要求水準を下げる	以下の仕様について、変更をお願いします。 ＜変更前＞ 「webアプリケーションは利用者の端末に追加的なソフトウェアのインストール等を行うことなく、一般に利用されているwebブラウザで処理を行うものとする。」 ＜変更後＞ 「webアプリケーションは利用者の端末に追加的なソフトウェアのインストール等を行うことなく、一般に利用されているwebブラウザで処理を行うものとする。但し、客観ログシステムについては、端末へのインストールが必要な場合は、これを許容する。」	客観ログの取得は、利用者の操作環境に密着した情報を記録する必要があり、Webアプリケーションのみでは実現が困難です。 多くの市販・導入実績のある客観ログ製品も、端末常駐型のエージェントプログラムによる動作を前提としており、その特性上、端末側でのインストールを避けることができません。 提案の幅を広げるためにも、インストールを許容いただけるように仕様の緩和をお願いします。	ご意見を踏まえ、仕様書等を修正します。
3	要件定義書	20	3	3.2	(2) セ	3．文章だけを修正する	以下の仕様について変更をお願いします。 ＜変更前＞ セ クラウドサービスの提供に関する次のいずれかの認証を取得していること。 ・ISO/IEC 27017:2015 ・CS マーク（特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会（JASA）のクラウドセキュリティ推進協議会が定めるもの） ＜変更後＞ 削除	(2) クラウドサービスの選定、利用に関する要件 アにて、ISMAP クラウドサービスリストまたは ISMAP-LIU クラウドサービスリストに登録されていることが規定されており、セキュリティ確保のための必要十分な要件がすでに記載されているものと考えます。 要件 セは要件 アで担保すべき内容と意味合いが重複しており、必要以上に多くの認証を要求されることで、提案できる製品やサービスの幅を狭めることとなるため、仕様の削除をお願いします。	ご意見を踏まえ、仕様書等を修正します。
4	要件定義書	28	3	3.7	(1) ア	3．文章だけを修正する	以下の仕様について、変更をお願いします。 ＜変更前＞ 「大規模なバージョンアップについては、アプリケーションへの影響を事前に精査し、適用を検討すること。」 ＜変更後＞ 「大規模なバージョンアップについては、アプリケーションへの影響を事前に精査し、動作に影響を与えることがないような検討・対策を行うこと」	PaaSやSaaSのサービスによっては、数ヶ月前にアップデート内容が通知されるものの、自動的にバージョンアップを行われ、適用の是非を検討する余地がないものもございます。 「大規模なバージョンアップについては、アプリケーションへの影響を事前に精査し、動作に影響を与えることがないような検討・対策を行うこと」として、アップデート内容が自動適用されるサービスも視野に入れた要件とする形に仕様の見直しをお願いします。	ご意見を踏まえ、仕様書等を修正します。

項	文　書　名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種 別	意　　見	理　　由	回　　答
5	要件定義書	33	3	3.10	(1) 図表243	3．文章だけを修正する	以下の仕様について、変更をお願いします。 ＜変更前＞ 「主体の操作に対する常時アクセス判断・許可アーキテクチャ（ゼロトラストアーキテクチャ、ゼロトラストセキュリティ等と呼称される。）での制御」 ＜変更後＞ 削除	ひとつ前の「2　主体認証」にて、他の認証基盤と連携して利用することが記載されており、そちらの基盤で利用の許可がなされているものであるものと認識しております。 したがって、こちらの文面を削除しても要件を満たすことができ、問題ないと考えます。仕様の削除をお願いします。	ご意見を踏まえ、仕様書等を修正します。
6	要件定義書	41	3	3.1	(4) キ、ク	3．文章だけを修正する	「1.6.作業スケジュール」の「図3　本件に関わるスケジュール」では受入テストが3段階ございます（③、⑧、⑭」。 それに対して、「3.12.テストに関する事項(4)受け入れテスト」に以下の記載がございます。 「受入テストは先行利用府省３者（内閣官房、デジタル庁、人事院）と、全府省と２段階で実施することを想定している。」 表記に食い違いがございますので、修正をお願いします。	想定されている工程を正確に把握し、提案および見積に反映するため、記載内容の確認をお願いします。	ご意見を踏まえ、仕様書等を修正します。
7	要件定義書	41	3	3.1	(4) キ、ク	3．文章だけを修正する	以下の記載がございます。 「受入テストでは、一定の変更要件を受け付け、追加開発を行う想定である。想定工数は設計・開発から総合テストまでの全体工数の 2～3割程を想定しているが、先行利用府省３省と、全府省の受入テスト時に、具体的に変更対応を行う対応工数・体制は、受託者が入札時に提案を行うこととする。」 「1.6.作業スケジュール」の「図3本件に関わるスケジュール」には全府省の受入テストの工程がなく、スケジュールに食い違いがございますので、修正をお願いします。	「1.6.作業スケジュール」の「図3本件に関わるスケジュール」の⑫詳細設計・開発・テスト（初期開発申し送り分）」前の工程では、2～3割の変更要件受け付けの検討可能性はございますが、「⑫詳細設計・開発・テスト（初期開発申し送り分）」後、変更要件に対する追加開発を行う工程の表記がございません。 想定されている工程を正確に把握し、提案および見積に反映するため、記載内容の確認をお願いします。	ご意見を踏まえ、仕様書等を修正します。
8	別紙２「機能一覧」	6	157 F13-4			3．文章だけを修正する	以下の仕様について、変更をお願いします。 ＜変更前＞ No. 157　F13-4 機能名：モニタリング機能 機能概要（主となる機能を記載）：本サービスに係る達成度評価指標（KPI：Key Performance Indicator）をモニタリングするための対象データを作成、出力する機能。 ＜変更後＞ 削除	要件定義書5ページ 1.5 業務観点で管理すべき指標に記載のKPIは、プロジェクトの中で管理する指標であり、システムで具備するものではないものと理解しております。 機能一覧からモニタリング機能の項目の削除をお願いします。	ご意見を踏まえ、仕様書等を修正します。
9	調達仕様書	7	2	1	図5	1．要求水準を下げる	「ファイル共有」について、受託者側と他システム側、主管課他 の役割分担・作業範囲を明記ください。 （例：要件定義書 P.42 3.13（１）図表３０）	作業範囲を明確化するため。	ご意見を踏まえ、仕様書等を修正します。
10	要件定義書 別紙２	1			16 F2−1	1．要求水準を下げる	「勤務時間管理員等(庶務担当)にて、職員に向けたお知らせの一覧・詳細の表示、設定・作成・編集・通知対象の条件設定（個人指定に加え、所属や勤怠項目を利用した柔軟な設定）・削除をする」との記載がありますが、柔軟な設定という部分についての要件を明記ください。	作業範囲を明確化するため。	ご意見を踏まえ、仕様書等を修正します。
11	要件定義書	23	3	4	（2）	1．要求水準を下げる	「レスポンスタイムは、画面を表示するための要求を行った時（ボタン等を押下した時）から画面が全て表示されるまでの時間」との記載がありますが、ネットワークに起因する遅延、クライアントPCによる処理時間 については除外される旨を明記ください。	作業範囲を明確化するため。	ご意見を踏まえ、仕様書等を修正します。
12	調達仕様書	24	5	5.2	(1)	1．要求水準を下げる	「(1) 全体管理者」の条件を緩和頂くことは可能でしょうか？ ⇒ 以下、２つの条件を別人員でカバーすることでOKとする （条件1は統括責任者、条件2は全体管理者） ■条件１ 官公庁発注のシステム開発、人事管理領域の大規模 システム開発（官公庁であれば数万名規模、民間であれば7~8 社の複数会社かつ数万名規模）、及びクラウドサービスを活用したシステムの設計・開発の遂行責任者としての経験を2 年以上有し ■条件２ 次のいずれかに該当すること。 ・情報処理の促進に関する法律（昭和45 年５月22 日法律第90 号）に基づき実施される情報処理技術者試験のうちプロジェクトマネージャ試験の合格者 ・プロジェクトマネジメント協会（PMI）が認定するプロジェクトマネジメントプロフェッショナル （PMP）の資格保有者又は技術士（情報工学部門又は総合技術監理部門（情報工学を選択科目とする者））の資格を有すること	左記条件を２つとも兼ね備える要員を確保できる企業は限定されるため、結果選択肢が狭まるものと思われるため。 条件１は統括責任者、条件2は全体管理者とした場合、双方でカバーし合うことで、同品質を担保できるものと考える。	ご意見を踏まえ、仕様書等を修正します。

項	文　書　名	頁番号	章番号	節番号	小節番号	種 別	意　　見	理　　由	回　　答
13	調達仕様書	27	6	6.2		1．調達仕様書案に対する質問等	「6.2 個人情報の取扱い」の文章中にある「情報管理責任者」とは、「5.2 作業要員に求める資格等の要件」に記載の「(4) 情報セキュリティ責任者」のことを示しているという認識で相違ないでしょうか。	用語の定義の確認のため質問します。	ご意見を踏まえ、仕様書等を修正します。
14	要件定義書	11	2	2.2		1．調達仕様書案に対する質問等	以下の記載がございます。 「利用用途（一般利用、システム管理等）、利用者（承認者、担当者等）により操作可能な画面が異なるため、権限設定に応じたメニューやダッシュボード等の表示を可能とすること。」 本文中にある「ダッシュボード」とは、システム利用者側で任意の項目やテーブルを複数選択した上で、様々なグラフ形式を選択して、画面上で更新時にその時点のリアルタイムなデータを可視化できる機能という理解でよろしいでしょうか。	用語の定義の確認のため質問します。	ご意見を踏まえ、仕様書等を修正します。
15	要件定義書	7	2	1	2	1．調達仕様書案に対する質問等	「技術検証」とは職員情報管理共通システムで現在公示中のPoCを指している認識でよろしいでしょうか。また「PoCの結果を踏まえ」とは、結果から提案する基盤をAWSかAzureのどちらにするか判断する必要があるという理解でよろしいでしょうか。		ご意見を踏まえ、仕様書等を修正します。
16	要件定義書	35	3	11	3	1．調達仕様書案に対する質問等	ウ 作業部屋 全てのフェーズにおいて関係者以外入室不可の作業部屋が必要となるのでしょうか。また、再委託先業者の作業も作業部屋にて実施するのが必須となるのでしょうか。		ご意見を踏まえ、仕様書等を修正します。
17	要件定義書	49	3	15		1．調達仕様書案に対する質問等	エンドユーザー(庶務担当・システム管理担当以外)向けの教育・マニュアル作成等は主管課様主導で各省庁にて実施される認識で相違ありませんでしょうか。		ご意見を踏まえ、仕様書等を修正します。
18	要件定義書	46	3	13	（9）	1．調達仕様書案に対する質問等	以下記載の「・・・本番稼働後X 週間・・」の期間が定まっているようであればご教授ください。 「カ 受託者は、稼働関連作業の完了後、本サービスの稼働状況を確認すること。また、稼働以降安定運用までの6 か月程度の期間、QA 対応を主体とした運用支援を行うこと。特に、本番稼働後X 週間は、問合せ対応、インシデント対応等に手厚い対応体制をとること。」	対応費用を算出する際の指標とするために確認させてください。	ご意見を踏まえ、仕様書等を修正します。
19	要件定義書	46	3	13	（１１）	1．調達仕様書案に対する質問等	以下記載の表19があればご提示をお願いいたします。 （「表19」が「図表19」の誤記の場合、図表19もないようにみえます。） 「なお、表19 に記載がないシステムを利用している府省は令和11 年４月以降度以降を想定しているため、本調達範囲外とする。」	対応費用を算出する際の指標とするために確認させてください。	ご意見を踏まえ、仕様書等を修正します。
20	要件定義書	22	3	3	（5）	1．調達仕様書案に対する質問等	「要件の整理の中で調査を行い」とありますが、要件の整理は完了している認識であり、具体的な作業内容など想定されていましたら、ご提示頂くことは可能でしょうか。	対応費用を算出する際の指標とするために確認させてください。	ご意見を踏まえ、仕様書等を修正します。
21	要件定義書 別紙2					1．調達仕様書案に対する質問等	以下のケースなど、システムだけでの実現が困難なケースについて、詳細な要件を記載ください。 ・始終業時刻からの超勤等を自動計算する処理 ・月中での属性変更（異動、併任、勤務形態の変更 等）が発生した場合に、日単位での計算や月単位、年単位での計算に及ぼす画面や帳票への表示影響など ・連続勤務（24時間以上の勤務）や締め日を跨った日跨り勤務 等の場合の処理 ・休暇の付与、休日の変更 等に関する処理 ・履歴を持つ属性の有無 等	対応費用を算出する際の指標とするために確認させてください。	ご意見を踏まえ、仕様書等を修正します。